

第10回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会議録

招 集 年 月 日	平成15年11月4日(火)					
招 集 の 場 所	伊方町民会館 3階研修室					
開会日時及び宣告	平成15年11月4日 午後1時30分	議 長	井 上 善 一			
閉会日時及び宣告	平成15年11月4日 午後2時50分					
会議録署名委員	田 縁 柳太郎	谷 口 利 治	福 田 一 郎			
会 長	井 上 善 一					
副 会 長	中 元 清 吉					
副 会 長	宮 本 征 士					
委 員	氏 名	出欠等	氏 名	出欠等	氏 名	出欠等
	谷 藤 公 敏		坂 本 竹 市		阿 部 吉 馬	
	上 野 守		大久保 光 留		松 下 均	
	小 泉 和 也		阿 部 道 忠		中 村 敏 彦	
	田 丸 喜 一		二 宮 英 喜		小 林 絹 久	
	田 中 康 司		阿 部 好 晴		福 田 一 郎	
	山 口 和 哉		山 本 眞 平		清 水 智 素 子	
	篠 川 晴 子		宮 下 寛		福 島 三 郎	×
	井 上 喜 樹		井 戸 本 昭 夫		中 田 幸 藏	
	樋 田 剛		石 崎 照 夫	×	西 谷 傳	
	小 林 栄 喜		梶 原 磯 雄		其 田 稔	×
	木 下 清		井 上 喜 代 男		清 家 慎 太 郎	
	古 田 宇 佐 彦		河 野 ヤヨイ		小 松 道 夫	
	二 宮 定 正		藤 村 泰 昭		村 市 忠	
	藤 井 順 子		宮 本 敏 光		梶 谷 吉 幸	
	田 縁 柳 太 郎		谷 口 利 治		西 川 一 彌	
	中 藤 勇		佐 々 木 喜 美 香		小 林 文 夫	
藤 田 昭 作						
顧 問	高 門 清 彦	×				
幹 事 長	畑 中 芳 久					
副 幹 事 長	清 水 博 義					
	門 田 勲					
監 査 委 員	梶 田 信 夫		中 西 正 利		玉 里 善 雄	×
幹 事	菊 池 和 彦		森 口 又 兵 衛		阿 部 松 壽	
	濱 口 市 作		近 田 三 郎		阿 部 一 寿	
合 併 協 議 会 事 務 局	増 田 愛 明		坂 本 明 仁		加 藤 克 馬	
	山 本 桂 二		三 好 要		竹 内 元 昭	
	河 上 芳 輝		明 神 千 登 勢			
会 議 次 第	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
傍 聴 人 の 数	38人					

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ

3 . 会議録署名人の指名について

4 . 議事

報告

報告第2 1号 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会委員の変更について

報告第2 2号 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会委員の変更について

報告第2 3号 各小委員会報告について

協議

（継続協議）

協議第2 3号 各種事務事業（学校の通学区域）の取扱いについて

協議第2 4号 各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて

（新規協議）

協議第2 5号 公共的団体の取扱いについて（その ）

協議第2 6号 各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて

協議第2 7号 各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて

その他

新町建設計画（案）の概要について

第1 1回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

5 . その他

6 . 副会長（三崎町長）あいさつ

7 . 閉 会

協議会事務局長	<p>皆様、大変お待たせいたしました。傍聴席の方も御一緒に一同御起立願います。礼。御着席ください。どうもありがとうございました。</p> <p>本日は大変お忙しい中御参集を賜り、誠にありがとうございました。</p> <p>本日の会議は、規約第10条の規定により、出席者が過半数に達しておりますので、この会議は成立いたしました。</p> <p>ただ今から伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会第10回会議を開催いたします。</p> <p>本日の会議は皆様のお手元の次第に沿って進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、井上会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
井上会長	<p>それでは、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は合併協議会の委員の皆様方におかれましては、研修会ということで午前中の研修に引き続きましての会議ということで、大変御苦労様でございます。そして、この合併協議会も会を重ねること今回、本日第10回ということでございます。その協議の状況につきましても各論に入りまして、これから先町名を初め重要な審議の佳境に入るといふそんな状況でございます。午前中の水谷先生のお話にもありましたように、全国的にはいろいろ難しく分裂したという話もございましたけれども、どうかこの伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会におきましては、先生もくれぐれもというようなこと言われておりましたけれども、ひとつ皆様方の御協力をいただきまして、スムーズに合併ができますように、なお一層の御協力をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
協議会事務局長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、早速会議に入らせていただきます。</p> <p>これよりの議事進行は、規約第10条の規定によりまして井上会長に進めていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
井上会長	<p>それでは、定めるところによりまして私の方で議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>

井上会長	<p>会議次第3番の会議録署名人の指名についてお諮りいたします。</p> <p>会議録署名人の指名は、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしということでございます。</p> <p>それでは、本日の会議録署名人に伊方町の田縁柳太郎委員、瀬戸町の谷口利治委員並びに三崎町の福田一郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速ですが議事に入ります。</p> <p>最初に、報告からお願いいたします。</p> <p>本日の報告は3件でございます。</p> <p>最初に、報告第21号伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会委員の変更についてと報告第22号伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会委員の変更についての2件は関連がありますので、一括して議題といたします。</p>
総務班長	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼いたします。1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第21号伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会委員の変更について。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の委員について、次のとおり変更があったので報告する。</p> <p>規約第7条第1項第2号の委員。</p> <p>瀬戸町議会選出議員、変更前松澤周作、変更後大久保光留。</p> <p>変更理由、平成15年10月1日選任による。</p> <p>平成15年11月4日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>報告第22号伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会委員の変更について。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会委員について、次のとおり変更があったので報告する。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会行政組織小委員会設置要綱第2条第1項第1号の委員。</p>

井上会長	<p>瀬戸町議会選出議員、変更前松澤周作、変更後大久保光留。 変更理由、平成15年10月1日選任。 平成15年11月4日提出。 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。 瀬戸町議会の選出議員が平成15年10月1日付で選任になりましたので、その分の委員の報告でございます。 なお、委嘱につきましては、席上に配付の委嘱状の交付をもって委嘱とさせていただきます。 以上でございます。 事務局から説明がありましたように、瀬戸町議会の久保光留議員さんに新たに御就任いただきました。 新たに委員として御就任いただきました久保委員さんに自己紹介をお願いいたします。</p>
大久保委員	<p>松澤周作議員の辞職によりまして、私大久保が選任されました。皆様方も御承知のとおり、松澤周作議員、多分前回の小委員会の発言、前回の9月定例会も八西CATVにいろいろと放送されていたとは思われますが、本庁方式と総合支所方式の議会の認識と事実の違いによって、松澤周作議員、今まで町民の方々に説明してきたことなどちょっと異なるということで責任を感じ、辞任をいたしました。私もこの件に対し多少の疑問を生じ、小委員会に説明を求めたところ、基本的にはもう決定済みということでございましたので、この件に対しては全く触れる気はございませんが、当初の町村対等合併という立場から3町がともに発展するんだという原則のもと、私もそうこれから望みたいし、皆様方にもそのように望んでいただきたいという気持ちでいっぱいでございますので、どうかよろしく願いいたしまして、就任のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
井上会長	<p>大久保委員さんには今後とも本協議会の運営に御協力、御指導をお願いいたします。 続いて、報告第23号各小委員会報告についてを議題といたします。 今回は3つの小委員会を開催いたしておりますので、各委員長の方から御報告をお願いいたします。 なお、質疑は小委員会報告が終わってから一括して行いたいと</p>

宮 下 委 員 長	<p>思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では最初に、住民小委員会宮下委員長の方から御報告をお願いいたします。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規定第7条の規定に基づき、住民小委員会における審議の経過について報告いたします。</p> <p>開催日時、平成15年10月16日木曜日、午後1時30分から2時45分。開催場所、伊方町役場4階全員協議会室。出席者、委員12名、事務局6名。</p> <p>協議項目の審議の経過。継続協議。</p> <p>1、新町の名称の取扱いについて。</p> <p>新町名称候補の応募作品の取扱いについて、公募により応募された1,788作品のうち、疑問作品について審議を行い、有効・無効の決定作業を行いました。応募作品の集計結果は別添参照でございます。</p> <p>小委員会における選考作業について、事務局が取りまとめた有効応募作品の一覧表から各委員が10点以内の作品を選考して持ち寄る第1次選考作業については、各委員が10月30日までに選考結果を合併協議会事務局へ郵送し、事務局にて集計することに決定いたしました。集計以後、小委員会を開催して第2次選定作業となる投票及び第3次選考作業となる投票を同日に実施して、小委員会での選考作業を完了する予定といたしました。</p> <p>2、公共的団体、消防団の取扱いについて。</p> <p>事務局が作成した調整方針（案）について審議を行った結果、原案どおり承認し、次回の合併協議会へ提案することを確認いたしました。</p> <p>なお、裏面に公募結果、それからそれぞれ候補名等の別添書類を御覧いただいたらと思います。</p>
井 上 会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、行政組織小委員会山口委員長の方から御報告をお願いいたします。</p>
山 口 委 員 長	<p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規定第7条の規定に基づき、行政組織小委員会における審議の経過について御報告いたします。</p>

<p>井 上 会 長</p> <p>中 藤 副委員長</p>	<p>開催の日時は、平成15年9月29日の午後3時30分から4時30分までであります。開催場所は瀬戸町民センター2階会議室であります。出席者は委員12名全員、事務局から6名、専門部会から3名の出席であります。</p> <p>協議の審議の経過でございますが、機構及び組織の取扱いについて報告いたします。</p> <p>専門部会より、新町の行政組織については住民サービスに急激な変化を与えない、低下をさせないことを基本に、利用しやすく身近な役場として必要機能を整備し、本庁と総合支所との役割分担を明確にし、行政組織及び機構の整備方針により調整するとの検討結果の説明を受け、意見交換を行い審議いたしました結果、次のとおり調整方針を確認し、細部については方針決定を踏まえて検討することいたしました。</p> <p>また、事務所の方式について過去の決定経過について説明を求められ、事務局より詳細な説明を行い、本委員会並びに協議会の決定事項について再確認を行いました。</p> <p>1つ、現在の伊方町、瀬戸町及び三崎町の庁舎を有効活用した組織・機構とし、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮するものとする。</p> <p>1、伊方町役場庁舎を本庁として、瀬戸町役場及び三崎町役場庁舎は現在の町の区域を管轄する総合支所として、合併時に設置する。</p> <p>2、現在の支所、出張所については、現在の区域を所管した出張所とし、その他の出先機関等についても合併後も存続する。</p> <p>2つ、新町の組織・機構については、行政組織及び機構の整備方針に基づき整備する。なお、合併後も常に見直しを行い、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする必要があるとの方針で継続して協議することに決定をいたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>次に、企画小委員会石崎委員長の方から御報告をお願いいたします。</p> <p>石崎委員長が公務出張で欠席されております。副委員長の私から報告をいたします。</p>
--------------------------------	---

	<p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規定第7条の規定に基づき企画小委員会における審議の過程について御報告いたします。</p> <p>開催日時、平成15年10月30日木曜日、午後2時から4時5分まででございます。開催場所、伊方町役場全員協議会室。出席者、委員10名、欠席2名、幹事3名、事務局6名でございました。</p> <p>協議項目の審議の過程につきまして、お手元に配付しております報告書のとおりであります。</p> <p>以下、審議の過程において論議されました主な事項について概要を申し上げます。</p> <p>新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について。</p> <p>新町建設計画について、新町将来構想の重点プロジェクト並びに新町建設計画の分野別推進施策及び主要事業について、事務局から説明を受けました。協議の結果、高齢者福祉の具体的な推進施策や地域の実情による特別養護老人ホームの整備方針を更に検討する必要があるという意見や、防災体制についての要望がなされました。そして、計画全体としては概ね了承し、新町建設計画の概要について合併協議会に提案することで承認いたしました。今後、細部につきましては専門部会、幹事会で案の検討を重ね、11月中に県への意見照会を行うよう努力することを確認いたしまして継続審議とすることになりました。</p> <p>以上で企画小委員会の報告を終わります。</p>
井上会長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>以上、各小委員会から審議の経過及び協議事項の報告がございましたが、これらについて御質疑はございませんか。特にありませんか。</p>
井上会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようでございますので、質疑を終了いたします。</p> <p>なお、今後とも慎重審議をお願い申し上げまして、報告を閉じます。</p> <p>次に、協議事項を議題といたします。</p> <p>最初に、継続協議2件について議題といたします。</p> <p>それでは、協議第23号各種事務事業（学校の通学区域）の取</p>

井上会長	<p>扱いについてを協議議題といたします。この議題につきましては、前回の協議会において事務局より説明をいただいております。</p> <p>委員さんにおいて御質疑、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>意見もないようでございますので、協議を終了いたします。お諮りいたします。</p> <p>協議第23号各種事務事業（学校の通学区域）の扱いについては、原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>ありがとうございます。異議なしということでございますので、御確認をいただいたものと処理させていただきます。</p> <p>では次に、協議第24号各種事務事業（学校教育事業）の扱いについてを協議議題といたします。この議題につきましても、同様、前回の協議会において事務局より説明をいただいております。</p> <p>委員さん方において御質問、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。</p> <p>御意見、御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、協議を終了いたします。お諮りいたします。</p> <p>協議第24号各種事務事業（学校教育事業）の扱いについては、原案のとおり確認済みとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしということでございます。ありがとうございます。それでは、御確認をいただいたものといたします。</p> <p>それでは次に、新規の協議事項について議題といたします。本日提案される協議議題は3件でございます。</p> <p>協議第25号公共的団体の扱いについて（その ）を議題と</p>

調 整 第 1 班 長

いたします。

事務局の説明を求めます。

失礼します。資料は5ページをお願いいたします。

公共的団体の取扱いにつきましては、平成15年4月17日開催の第4回合併協議会にてその基本的な取扱方針については確認をいただいておりますが、今回は公共的団体のうち消防団の取扱いについて、その具体的調整方針を提案させていただきます。

協議第25号公共的団体の取扱いについて(その)。

公共的団体(消防団)の取扱いについて提出する。

平成15年11月4日提出。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。

公共的団体(消防団)の取扱い。

1、消防団は合併時に統合するものとし、現に3町の消防団の団員である者については新町に引き継ぐものとする。

2、団員の任免、報酬及び手当、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いについては、3町の長が別に協議し新町に引き継ぐものとする。

3、消防団の組織、階級、定員、訓練、礼式等については、3町の長が別に協議し新町に引き継ぐものとする。

4、出動指令体制については、合併時に統合する。

5、消防施設の整備計画については、新町において調整する。

なお、平成15年10月16日、住民小委員会にて確認をいただいております。

資料は次のページ、6ページをお開きください。

平成15年4月1日現在の3町の非常備消防の状況について資料にまとめております。

資料の中ほどに記載しております各町の分団数及び団員定数について説明させていただきますと、伊方町は19分団で286人、瀬戸町は10分団で205人、三崎町は14分団で273人、3町合わせますと43分団764人の定数となっています。しかしながら、団員実数は3町ともに定数を下回っており、3町合計で42名の定数割れが生じており、団員の確保が3町共通の課題のようでございます。

自治体における消防団の設置等につきましては、根拠法令が消

井上会長	<p>防組織法第15条で定められており、消防団の設置、名称、区域、消防団員の定数等は新町の条例で定める必要があります。消防団の設置につきましては、1市町村当たりの設置数に制限はございませんが、市町村合併が行われた場合には統合されているケースがほとんどとなっています。</p> <p>なお、現在3町の消防団関係者による協議の方も進められておりました。合併時に1つの消防団に統合し、消防力の低下を招かない方法で組織の再編を図るといった基本方針の合意がなされているようでございます。そのような消防団の協議の状況等も考慮いたしまして、新町発足時に消防団活動の支障が生じないように空白の期間が生じないようにするために、今後3町の長が合併までに消防団の意向も十分考慮した形で協議、調整を行いまして、新町に引き継ぐという調整内容とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上、事務局より説明がございました。これにつきまして御質疑はございませんか。</p> <p>特に御意見、御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長 調整第1班長	<p>それでは、ないようでございますので、事前提案の原則により、次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、協議第26号各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>資料は7ページをお願いいたします。</p> <p>協議第26号各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて。</p> <p>各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて提出する。</p> <p>平成15年11月4日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>各種事務事業（電算システム事業）の取扱い。</p> <p>1、住民サービスの低下を招かないよう電算機器及びシステム</p>

	<p>の統一を図り、合併時に運用ができるよう整備を図るものとする。</p> <p>2、システムの統一に当たっては、現在の伊方町のシステムに統合するものとし、市町村合併に伴う機能を有する新たなシステムにリプレース（置き換え）する。</p> <p>3、本庁及び各総合支所並びに各出張所間を光ファイバーケーブルで結ぶ機密性と信頼性の高い公共ネットワーク環境を合併までに整備するものとする。</p> <p>資料は次のページをお願いいたします。</p> <p>各町の現状の欄は、現在3町が電算システムを導入し処理しております業務の状況を一覧に取りまとめたものでございます。電算システムの整備方針等につきましては、今までの合併協議会におきましても、その考え方や整備方針について報告いたしてまいりましたが、今回提案の調整の内容につきましても、基本的な考え方は今までの説明内容に変更等はありません。</p> <p>要点といたしまして、各町の電算システムの統一を図り、合併時に運用ができるように準備を進めるということ。システムの統一に当たっては伊方町のシステムに統合するという。役場の各機関を結ぶ公共ネットワークを合併までに整備すること。特に、公共ネットワークの環境整備につきましては、本年度合併推進事業として着手する予定といたしておりますので、以上のような調整方針でよいか協議、確認をさせていただくための提案でございます。</p> <p>以上で電算システム事業の取扱いについての提案説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>井 上 会 長 以上、事務局より説明がありました。これにつきまして御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>井 上 会 長 特にないようでございますので、この案件につきましても、事前提案の原則により次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。</p> <p>では次に、協議第27号各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
--	--

調整第1班長	<p>資料は9ページをお願いいたします。</p> <p>協議第27号各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて。</p> <p>各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて次のとおり提案する。</p> <p>平成15年11月4日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 会長井上善一。</p> <p>各種事務事業（介護保険事業）の取扱い。</p> <p>1、第3期介護保険事業計画については、平成17年度に新町において策定するものとし、計画策定までの期間については、旧町の計画を運用する。</p> <p>2、資格管理等に係る事務については、3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3、保険給付の内容については、3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4、介護認定審査会については、新町において新たに設置する。</p> <p>5、第1号被保険者の保険料については、平成17年4月から新町保険料を設定することとし、月額2,800円を基本として調整を図ることとする。ただし、設定までの間は従前のとおりとする。</p> <p>6、普通徴収の納期は、6月から3月までの10期とする。</p> <p>7、介護サービス事業所の運営に当たっては、現在の町からの委託方式を改め、サービス事業所として自主運営することができるよう関係機関と調整を図るものとする。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>調整の内容が多いため、事務事業名の名称と3町の現況や課題等の欄について説明をさせていただきます。</p> <p>最初に、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画についてでございます。</p> <p>現在3町ともに第2期の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画として、平成15年度から17年度を計画期間とした計画を策定、運用いたしておりますので、第3期の計画につきましては平成17年度に新町において策定をするものとし、平成16年度、</p>
--------	---

17年度の期間については、旧町の計画を運用するということにいたしております。なお、新町で計画を策定するに当たりましては、策定委員会を設置するというにいたしております。

次に、被保険者の資格管理等の業務につきましては、3町ともに電算システムを導入して資格管理を行っており、あわせて国保連合会への事務の共同処理も委託しており、3町間に相違がありませんので、現行どおり新町に引き継ぐことにいたしております。なお、電算システムにつきましては統合を図る必要がありますので、合併までに新町システムに統合するという調整方法といたしております。

保険給付の内容につきましては、3町ともに国の定める介護給付及び予防給付を実施しており、市町村特別給付につきましては実施しておりませんから、現行どおり新町に引き継ぐものとしております。

介護認定訪問調査につきましては、要介護認定に当たり介護度の決定の基礎となる調査が必要であるわけですが、町職員である保健師や看護師等が行ったり、在宅介護支援センターなど指定介護支援事業者といわれる介護保険制度で認められた機関への委託により実施されておりますが、新町におきましても町が実施することと委託することの両方の方法をとらせていただくことにいたしております。

次のページをお願いいたします。

次に、要介護認定事務についてであります。

介護認定に係る2次判定の事務は、現在西宇和郡5町で、西宇和郡介護認定審査会を共同設置して事務を実施いたしております。しかしながら、今回の市町村合併により三瓶町は西予市と、保内町も八幡浜市と合併することで八幡浜市の認定審査会で対応可能となる見込みであります。よって、伊方町・瀬戸町・三崎町は新町において新たに介護認定審査会を設置する必要が生じているものであります。

次に、第1号介護保険料についてであります。65歳以上の方の介護保険料であります。賦課方式は3町ともに5段階方式で相違がありません。介護保険料につきましては、3町間に800円の格差がございます。この格差についてどのように取扱うか

井上会長	<p>であります、保険料の算出根拠は、各町の被保険者の介護サービスの利用度やサービス提供基盤の整備状況によって大きく影響が出てまいります。今回の調整方法につきましては、新町になった場合の保険料について新町全体でどのくらいの額に設定することが適正かどうか、今後の3町のサービス利用見込みも踏まえまして合算して算出した結果の数値を用いたもので、新町発足後の新しい年度である平成17年4月からの保険料を2,800円を基本として調整を図ることにいたしております。納期につきましては、国民健康保険税との整合を図り、6月から3月の10期に統一するものであります。第1号介護保険料の賦課徴収事務については、介護保険担当部署にて対応するものといたします。</p> <p>最後に介護サービス事業所につきましては、現在3町では各町の社会福祉協議会等へ事業委託を実施いたしておりますが、新町におきましては現在の町からの委託方式を改め、サービス事業所として自主運営することができるよう関係機関と調整を図るものといたしております。なお、ここでいう関係機関とは現在事業委託をいたしております相手先の社会福祉協議会等が想定されております。</p> <p>以上で介護保険事業の取扱いについての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上、事務局より説明がありました。これにつきまして御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特に御質疑がないようでございます。この件につきましても事前提案の原則により次回の協議会まで継続協議とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>では次に、その他に入ります。</p> <p>その他、1番、新町建設計画(案)の概要についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
計画班長	<p>それでは、失礼します。先ほど中藤副委員長さんから小委員会報告のありました新町建設計画(案)の概要について説明をいたします。</p> <p>本日お配りしました資料を御準備願ったらと思います。</p>

それでは、資料の 12 - 1 ページから説明をいたします。

継続協議の基本構想の重点プロジェクト（案）について説明いたします。まちづくり重点プロジェクトにつきまして、新町の長期的発展に大きく寄与し、新町の一体性確保に資する事業として位置付けております。6つの視点の基、6つの重点プロジェクトを検討しております。

12 - 2 ページをお願いいたします。

(1) 合力^{こうりく}のまちづくり（合力タウンの推進）としまして、人口の減少や過疎化の進行を勘案し、一人一人が地域における活動に積極的に参加する。地域の中で町民相互の協力と連携による温かい地域づくり（合力のまちづくり）に取り組みます。

プロジェクトの主な取り組み、期待される効果につきまして記述をしております。

なお、主な取り組みにつきましては、事業内容等今後の検討が必要でありまして、総論的な表現とさせていただきます。

次に、12 - 3 ページをお願いいたします。

(2) 郷土の再発見運動の推進（スロータウンの推進）としまして、佐田岬全体の自然環境や歴史、風土に根差した文化や生活の仕方を見つめ直し、先人の知恵や自然と共存して生きる喜びといった郷土の尊い価値を再発見する運動を展開いたします。

次に、12 - 4 ページをお願いいたします。

(3) 20分のまちづくり（スモールタウンの推進）としまして、日常生活で頻繁に利用する場所、学校、診療所、公共施設、商店等に車を運転しない方でも町内どこからでも近くて便利な環境づくり、概ね20分程度で行くことのできる交通環境の整備に取り組みます。

次に、12 - 5 ページをお願いいたします。

(4) 暮らし満足度の向上（高度情報タウンの推進）としまして、あらゆる年代における暮らし満足度の高いまちを目指しまして、町全体でIT（情報技術）環境や高度情報ネットワークの更なる活用を図り、町民一人一人における生活の質の向上に取り組みます。

次に、12 - 6 ページをお願いいたします。

(5) 多様なエネルギー資源の活用（クリーンタウンの推進）

としまして、多様なエネルギー資源を活用した地域産業の振興を目指して風力発電や原子力発電の持つあらゆる可能性を探求するとともに、太陽光、波力、バイオマスなど自然エネルギーの研究開発に取り組みます。

次に、12 - 7ページをお願いいたします。

(6) 第1次産業の活性化(元気タウンの推進)です。内容として、新町の地域経済を支える産業の活性化に向けまして、基幹産業の農業と水産業における生産技術の研究開発と物産のブランド化を進めるとともに、多様な発展を研究していくというものです。なお、主な取り組みにつきましては、主要事業との調整が必要となり、今後調整していくものと考えております。

次に、12 - 8ページをお願いいたします。

6つの重点プロジェクトにつきまして、現段階での内容、主な取り組み、期待される効果、主な事業をまとめております。主な事業につきましては、後ほど主要事業で説明いたしますけれども、現段階で考えられる事業を抜粋しております。

まず、1番目の合力のまちづくりとしまして、社会福祉協議会の機能強化や地域ボランティア、マンパワーの育成。具体的な事業としましては、地域分散型サテライト体制推進事業を検討しております。

2番目の郷土の再発見運動の推進では、ふるさと教育の推進や郷土の尊い価値を再発見する運動。具体的な事業としましては、佐田岬歴史民俗資料館、杜氏資料館の整備を検討しております。

20分のまちづくりとしましては、住民アンケートで要望事項でありました町民の足の確保ということで、町営バス等の事業化や主要幹線道路、生活道路の整備、駐車場の整備を検討しております。

暮らし満足度の向上につきましては、光ファイバーケーブルを活用した情報整備としまして、八西CATVを活用したネットワーク事業を検討しております。

5番、6番の多様なエネルギー資源の活用、第1次産業の活性化につきましては、佐田岬観光ルートの整備や体験交流型産業の推進。具体的な事業としまして亀ヶ池温泉施設整備、高原観光ルート整備、佐田岬灯台周辺及び三崎港の整備、また光センサー選

果機導入事業や基盤整備事業等を検討しております。これらにつきましても、今後協議、検討を重ねまして審議をしていきたいと考えております。

次に、12 - 9ページをお願いいたします。

建設計画に伴います3町一体化事業及び各町懸案事業について、現段階で取りまとめしたものを掲載しております。

新町建設計画を作成するためには、まず新町において健全財政を確保できるかということを検証、確認する必要があります。計画期間としましては、平成16年度から26年度の10年間としまして、さらに前期5カ年、後期5カ年間に分けまして、建設計画を作成する考え方で進めております。これまで専門部会等におきまして、その方法等を協議、検討を重ねてまいりました。その手法としましては、各町におけます一般財源や起債発行可能額を推計するなど、財政計画書を作成する上で一定のルールを定めた考え方に基つきましてこの主要事業を取りまとめております。

それでは、9ページの説明をさせていただきます。

3町一体化事業につきましては、地域の個性であります佐田岬の自然を生かした当地域の主産業であります第1次産業と観光を推進する。また、高齢者福祉の充実として位置付けまして、検討を進めております。

お手元の資料、11事業を掲載しておりますが、大きく分けまして4つの事業としております。1つ目は高齢者福祉としまして、特別養護老人ホーム施設整備事業、2つ目として亀ヶ池温泉施設及び周辺地区の整備事業、3つ目としまして高原観光ルートの整備事業、4つ目としまして佐田岬灯台周辺と三崎港の整備事業としております。

次に、12 - 10ページをお願いいたします。

3町一体化の事業として、事業費総額をまとめております。45億820万5,000円、地方債総額31億8,440万円、合併特例債としまして29億3,400万円、また過疎債等2億5,040万円というような現在の状況です。

次に、12 - 11ページをお願いいたします。

12 - 11ページから12 - 20ページまで、これは新町におけます各町の懸案事業について取りまとめをした資料です。後ほ

どお目通し願います。

それでは、12 - 21ページをお願いいたします。

合併補助金についてまとめております。この合併補助金につきましては、建設計画に位置付けられた経費としまして、合併後3カ年間で2億1,000万円が国から受けられるというものです。対象としまして、統一した事業の遂行上、付加的に必要となり行政運営の合理化、効率化に資する事業に要する経費となるものです。主な内容としまして、中ほどからありますけれども、消防団員備品の整備、行政防災無線の整備、町営バス等運行検討費、下水道化構想委託費、町有財産整備事業、記念式典事業、総合的な施策の推進、新町の広報事業等を検討しております。

なお、これらの事業計画については、今後財政収支の見通しも含めまして、専門部会、幹事会にて更に検討を行う必要があると考えております。

次に、資料12 - 22ページをお願いいたします。

第2編建設計画（案）について説明をさせていただきます。この建設計画（案）につきましては、フレームという考えの基で作成しております。先ほど説明いたしました建設計画に伴います事業計画について、今後具体的に事業が確定する中で本文等についても修正が必要と考えております。

まず、序章としまして将来構想に伴います施策体系として、基本方針「町民一人ひとりが“キラリと光る”まちづくり」、新町将来像としまして「よろこびの風薫るまち いかた・せと・みさき～佐田岬の自然に抱かれて、一人ひとりが心の豊かさを大切にすまち～」としまして、6つのまちづくりの目標と主要施策についてまとめております。

「生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち（保健・医療・福祉）」、「郷土に誇りをもち、笑顔あるれる人が集うまち」、その目標の基で主要施策を記述しております。

12 - 23ページをお願いいたします。

同様に「快適で、温かいふれあいの広がるまち」から6番目の「明日に希望がふくらむまち（行財政運営）」につきまして記述しております。

12 - 24ページをお願いいたします。

第1章になります。分野別推進施策及び主要事業につきまして、新町が推進する取り組みの中で新町内3地区の一体性を確保するための取り組み、地域の均衡ある発展を支える取り組み、合併効果を発揮するための取り組みを中心に掲載する予定です。これまで旧町で推進しています事業内容は大きく変更せずに、新町でも継続して実施する事業につきましては、本章に掲載がない場合でも引き続き取り組んでいくものとしております。

表にまとめておりますけれども、基本方針としまして、分野ごとの施策全体の方向性。主な推進施策としまして、新町全体の視点が特に重要となる取り組み、地域の均衡ある発展を支える取り組み、新町内3地区の一体性を確保するための取り組み、合併効果を発揮するための取り組み。主要事業としまして、主な推進施策を具現化する事業ということで考えております。

次に12 - 25ページをお願いいたします。

目標1の「生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち」としまして、健康づくりの推進について、基本方針、主な推進施策を記述しております。主要施策につきましては、同様に から までまとめております。

12 - 28ページをお願いいたします。

主要事業につきましては、先ほど説明いたしました新町におけます3町一体化事業、懸案事業につきまして更に検討を重ねまして、このような形にまとめて記述していきたいと考えております。

次に、12 - 29ページ以降ですけれども、同様な形で6つのまちづくりの目標について、推進施策、主要事業を掲載するものと考えております。

12 - 29ページ、お願いいたします。

目標2の「郷土に誇りをもち、笑顔あふれる人が集うまち」ということで6つのまちづくりの目標でまとめていく予定でおります。

それでは、12 - 46ページお願いいたします。

このページから第2章ということで、新町におけます国、県事業の推進をまとめております。

次に、12 - 48ページをお願いいたします。

	<p>第3章公共的施設の適正配置をまとめております。</p> <p>次に、12 - 49ページをお願いいたします。</p> <p>第4章としまして財政計画ということで、歳入歳出の考え方をまとめております。</p> <p>次に、12 - 51ページをお願いいたします。</p> <p>財政計画におけます前期5カ年間、52ページには後期5カ年間の歳入歳出の財政計画を掲載しております。</p> <p>最後に、12 - 53ページをお願いいたします。</p> <p>具体的施策に係ります事業総括表についてまとめております。</p> <p>以上が建設計画(案)の概要となります。この建設計画につきましては、今後更に小委員会にて最終案の取りまとめをさせていただきたいと考えておりますが、本協議会での最終案の御決定をいただく前に、県との意見照会の作業を進めさせていただきたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>以上で事務局の説明を終わります。</p>
井上会長	<p>以上、大変膨大な資料に基づきます事務局からの説明がございました。</p> <p>何か御意見、御質疑はございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
宮下委員	<p>すみません、今回6つのテーマが上がっていますが、第1番に「合力のまちづくり」というのは、これいまいち言葉の上なんですけれども、ぴしっとくるんでしょうか。</p>
井上会長	<p>これは多分この新町建設計画を策定するのに、トップインタビューと言いまして、それぞれの町長3人インタビューを受けたわけです。その中で多分私が発言したのを採用したんじゃないかと思うんですけれども、この表現はともかく、要はこれからの時代というのは、お互いがその地域の中で相互扶助の精神といいますか、協力をお互いしていく、そしていい地域をつくっていくんだという、そういう精神が大事じゃないのかなと。昔は伝統的に農村社会の中で、「こうろく」ということが日常茶飯事にありました。そういう精神を今流に何かできないのかなという考え方で。ただ、表現がいいかどうかわかりません、はい。</p>
宮下委員	<p>「合力」というのは、あて字にしているんでしょうけれども、余りにも認知されてないという感じを受けるんですが。</p>

<p>井 上 会 長 宮 下 委 員 井 上 会 長</p>	<p>どうでしょう。 別にどうってことはない。意味はわかるんですけども。 余りぴんとこないという御意見が多いようですけれども、どうでしょう。</p>
<p>合併協議会事務局長</p>	<p>わかりませんか。何かその辺表現変えますか。ちょっとわかりにくいんじゃないかという御意見もあるようですけれど、ちょっと事務局の方から。 失礼します。 こういうことは合併協議会の小委員会の中でもいろいろと話が出ましたけれども、それぞれ3町にこういう言葉があるかと聞くと、皆あるということでした。じゃあ、あるのならいいかなということにしたんですけども、今おっしゃられましたように、後ろの方に子供さんがおいでますが、子供さんに果たして「こうろく」とは何かわかるかということ、ちょっとその辺はわかりにくいかもしれませんが、この注釈を付けるということで、少し検討してみましようか。言葉としては、会長が申しましたように、トップインタビューの中で出てきた言葉を取り上げたんです。</p>
<p>井 上 会 長</p>	<p>それでは、説明を、解説も多少付け加えて、若い子でもわかるような「ああこういう意味なのかな」という説明を付け加えるということで、ひとつ御理解をいただきたいと思います。 〔拍 手〕</p>
<p>井 上 会 長</p>	<p>あと、ございませんか。 はい、どうぞ。</p>
<p>藤 村 委 員</p>	<p>ただ今の事務局の説明は本当に分厚く内容の濃いものでございますが、これは10年間に渡るそれ以上のものですから、合力だろうが何だろうが、相当に立ち入っておると思いますが、実は私ども企画小委員会は、これを元手に11月いっぱいには総仕上げの案文を持って県との交渉に入るということを予告されて、11月いっぱいには審議を完了してくれという趣でございます。つきましては、私どももそういう宿題を与えられた過程もあって一足先にこの書類をもらって十分勉強してみますと、とてもじゃないが頭へ来たような数字がずっと並んでいるんですね。 ついては、ここで委員の皆様にも意思統一しておいていただきたいのは、私どもがこれを審議する過程においては、伊方町、瀬</p>

戸町、三崎町ともども合カタウンの推進から始まりまして、いろんな分野に渡って、多岐に渡って具体的な前期、後期の総合計画から国、県の補助率とか一般財源とかややこしいことがいっぱいありまして、実は私考えてみたら、これは理事者や議会の方々が町行政を執行していく上のトップ的な問題として勉強して公約を果たしていくということが必要だろうと。我々が委員会で決めたということになると、恐らく事務当局が県との折衝に11月末に当たられると思いますけれども、これは委員なり小委員会あたりの意見を十分参酌して間違いないような勉強をしてきたのだろうなど、上の方からはいろいろなヒアリングはあると思いますが、小委員会でも十分審議して説明して、了解をもらっての合意でございますというようなことになるんじゃないかと。

ということは、これは町長なり首脳部あたりにもゆっくり説明して審議していくことにつきましても、これは私らもちょっと見てみると、3年後にはこういう事業が飛び込んでおると。例えば海水浴場の整備とかいろんな事業がありますが、それらについても果たして議会の方々も一度なりともこれを分析して、まあまあよかろうというような勉強でもされたんだらうかと。これは委員会の我々だけに責任を持ってやれと言っても、例えば今度新町の町長なり行政主の議員さんなりいろいろな構成ができると思いますけれども、その方々が新町になった場合にはこういう事業をするので、町民を豊かにいたしますという演説をしなければいけない。施策を出さなければいけない。その場合に、言おう思っても、この計画が雁字搦めにいわゆるお役人仕事みたいにでき上がってしまえば、例えば温泉にしましても、それをやりますと言っても、事業計画に何年後にこれをやりなさいと載っているから、そのようなことについても、それをやめてこれにしますと言うことができない。そのことを私は午前中も質問しましたが、新町建設計画が決定されると、それを忠実に実行しなければいけないのかと。それとこれとを変更しますよと、新町なり審議会において取り上げられると変更可能なものかどうか。変更はいけませんということであれば身も蓋もないということになって、新しい町長も要らないということにならないかと。

そのようなことを極端に思いまして、これは勝手に権限もない

	<p>のに、当時の藤村委員らが勝手につくったんだと言われてもいけませんので。私らが今からまだ20年生きるとなると、当時の委員としてこういうものをつくったけれど、あんたこの年度にこういうことをやると、伊方のどこそこにはこういうことをするはずだったが、どうなっているかと我々に聞かれたときに、それらに対してどう対応するのか、非常に問題があるので、そこらについて議会の皆様がおられますけれども、これは審議の過程において、企画小委員会において決めたらすべて私らが責任を持って後押しするし、約束を守るような計画に持っていきたいので、安心して十分勉強していいものをつくれと、審議をしてくれということによろしいのかどうか、そこらのことを伺っておきたい。</p> <p>以上です。</p>
井 上 会 長	<p>藤村委員さん、協議会の皆さんのこの計画に対する理解がどうなのかという趣旨の御質問ですか。手短にお願いします。</p>
藤 村 委 員	<p>町長と議会がもちろん現在の实情に基づく一切の権限を持っておりますね。執行権と議決権と持っておるが、我々はこの合併委員としての限られた中における権限でございますが、その決める新町建設計画というものは相当重要な法定のものでございます。それについて、私が言いたいのは、合併後新しい角度での計画が出た場合、これを反故にしてでもやれるのか。または、それはいけないということになるのか、我々は非常に困るのでな。そこらを議員さんらが、もういいじゃないか、おまえらが頑張っても将来なるんだから適当に審議して、合格するようなものをつくっておけばいいということであればそれでもいいと思いますけどね。</p>
井 上 会 長	<p>この新町建設計画というのは、当然新しい町、3町が一緒になってスタートする新しい町のための向こう10力年の計画でありますので、当然この計画をベースにして新しい町ができる。そして、先ほど説明いたしましたように基本構想あたりも町が目指すべき基本的な考え方、方向というものを出しているわけですから。これがすべて新町のベースになるわけです。</p> <p>ただ、この計画でいいよというのは最終的に現の3つの町の議会議決という手続は踏むわけありますので。その手続きを踏んで新町に合併し、その新町の計画の中でこれが当然生きていかなければならないし、ただ藤村委員さんがおっしゃったような10</p>

	<p>カ年の中で時代の変遷といいますか、社会の変化の中で、ものによっては新しいものが挿入されていったり、予定していたけれどできなかったということもあるかも知れませんが、それは新町になっての新しい体制の中でどうそれを取扱うのかということでもありますので、現委員さん方、ここにお集まりの皆さん方は、そういう新町になって以降のお互いの3町一体化事業、そしてまた各町が抱えている懸案事項をそれぞれ新町に引き継ぐというそういう計画の認識でよろしいんじゃないかと思いますが。</p>
藤村委員	<p>ちょっと構いませんか。</p>
井上会長	<p>はい。</p>
藤村委員	<p>前期5カ年間というのはわかりますが、新体制に執行を委ねることにいたしまして、例えば後期5カ年については財源は200億円あるよと、その中に合併特例債が幾ら使えと、それを5等分なら5等分して1年間に何十億円、三崎に幾ら、瀬戸に幾ら、伊方に幾らということまではなくても構わないので、大雑把にそういう起債枠とかを示していただいて、それをあとの5カ年間は、新町の体制のもとで自由な裁量で計画をつくって使いなさいと下駄を預けるわけにはいかないのか。全部箇所付けにして決めなければいけないのか、後期の5カ年間ぐらいはゆとりをもたせて、100億円は新町で適当に年度割で議会等とも相談しながら新しい計画をつくって行きなさいと、枠はこれだけありますよと、そのようなことで下駄を預けるような格好で大雑把な審議の過程で出しても、それはいけないものかどうかということです。</p>
井上会長	<p>新町建設計画というのは、向こう10カ年という長期計画でありますので、それは10カ年を1つのスパンとして計画を立てることが建前になっておりますし、例えばこの合併に関しても御案内のように、例えば交付税1つにしても、それぞれの旧町があったものとして10カ年の交付税の財源を保障しますという合併の特例的な取扱いもありますので、それは当然向こう10カ年というものをベースにして。ただ、区分として前期5カ年、後期5カ年という分け方をしていますけれども、基本的にはそういうことで10カ年ということがベースになると思います。</p>
	<p>はい、どうぞ。</p>
田中委員	<p>ちょっと確認なんですけど、合併特例債は3町合わせて今の時点</p>

<p>井 上 会 長 計 画 班 長</p>	<p>では29億3,400万円ということですよ。これの運用の仕方について説明してもらえますか。私が聞いている合併特例債の運用の仕方というのは、当初の5年間は同じ、今までの交付金と同じ額が来ますと。その後5年間については徐々に減っていきますという話は聞いております。それはある一定の率で減っていくと私は理解しているのですが、この計画を見ると、前期にほとんど行ってしまって、後期には少ししか特例債が入ってないのですが、そんな運用の仕方でも構わないのですか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>ただ今の御質問ですけれども、合併特例債の関係で、合併特例債枠というものがございます。その中でただ今の御質問にありましたけれども、今新町で考えます合併特例債枠というものは、68億7,000万円、この分について発行が可能ということで考えております。10年間で68億7,000万円の発行が可能となっております。そして、普通交付税の措置としまして70%が充当されるということで、59億7,000万円が交付税で措置されるという状況になっております。</p> <p>それで、前期、後期という御質問がありましたけれども、現時点で専門部会、幹事会等で検討しておりますのが、3町一体化のために29億3,400万円、後年度留保分、後期に渡りますのが約15億円ということで今考えております。</p>
<p>井 上 会 長 合併協議会事務局長</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>今事務局が説明したのは、68億円のうち29億円と15億円について説明しました。しかし、全体としては68億7,000万円ありまして、私どもがこの起債をどのようにして発行するかというところですが、それぞれ3町には懸案事業があります。継続事業としての懸案事業もあります。じゃあ、この新町になってどのような3町一体化の事業をするかという話で、3町一体化の事業とそれぞれの町の今の懸案事業と2つに分けて考えてみました。先ほど事務局が説明しましたのは、その3町一体化の事業をこのように充てますという説明だけでしたが、それが3町一体化のためには29億3,400万円、それから残り15億3,600万円については、まだ具体的な事業を充てておりません。これは後年度留保分として、現段階では除けております。</p>

	<p>それと、懸案事業にそれぞれの町の継続事業などがありますので、これは特例債と一般の起債事業はまだ枠があります。そういったものを含めてやっていこうということで、特例債の配分としては、24億円を今考えております。こういったことで現在計画を詰めております。そういうことで、68億7,000万円のうち29億3,400万円の3町一体化、懸案事業が24億円、そして留保しているのが15億3,600万円と御理解いただきたいと思います。</p>
井上会長	<p>田中委員さん、よろしいでしょうか。大きく分けて3つに68億円何がしかが分かれておるといことです。</p>
田中委員	<p>この今ので大体わかりましたけれども、例えばもう1点は前期と後期とで、今のこの12 - 10ページの分ね。前期に非常にたくさん持って行って、後期は特例債、小分けはわかりませんが、予算の配分が非常に少ないのですがと言ったんです。前期の5年と後期の5年との交付金の割合、もらえる割合がどのくらいなのか。これを見たら、極端に金額が減っておりますので、そういう意味も含めて質問したわけなんですけど。</p>
協議会事務局長	<p>この特例債の68億円の計画の仕方ですけども、平均的に使えば一番いいんです。ただし、今まで申しましたように現段階で取りまとめたものはこの状況なんです。これは各年度間の調整をする必要があります。と言いますのは、この特例債というのは起債でありまして、いわゆる財政健全化のためにはどういう公債費率になるかということをし少し検討する必要があります。また、今国や県が言う健全財政のための公債費率は幾らかと言うと、14%なんです。これは3年間の平均で14%以内というのが一番理想なんですけれども、単年度でも14%を超してはいけないのかという議論があります。しかし、14%の基準というのは3年間の平均で私どもが今各町とすり合わせをしておりますのは、単年度で14%を超えるのはやむを得ないとして、3年間で平均して14%以内ならそれは県の指導も受けないだろうということは経験的にわかっておりますのでそのようにしておりますが、現段階では各町からそれぞれ実施したい年度で出しております。これは今専門部会とか幹事会でこれから更に詰めていくというところでございます。</p>

田 中 委 員	はい、わかりました。
井 上 会 長	ほかに御質疑ございませんか。ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
井 上 会 長	特にないようでございますけれども、先ほど説明いたしました
	ように、この新町建設計画は中間報告として現在取りまとめた状
	況を御報告いたしました。当然今局長も申しましたように、県と
	の意見照会、ヒアリングの中でいろいろとこれから変わっていく
	だろうということも十分予想されるわけでありましてけれども、と
	りあえず3町の取りまとめた状況を中間的に御報告させていただ
	いたということで御了解いただきたいと思ひます。
	続いて、その他の2番、第11回伊方町・瀬戸町・三崎町合併
	協議会の日程についてを議題といたします。
	事務局から説明を求めます。
総 務 班 長	資料の13ページをお願いします。
	第11回伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程についてで
	ございます。
	次回、第11回でございますが、11月27日2時より三崎町
	総合体育館、三崎町の方で実施したいと思ひます。よろしくお願
	いしたいと思ひます。
	以上でございます。
井 上 会 長	ただ今事務局の方から、合併協議会の次回日程につきまして提
	案がございましたけれども、これにつきまして御異議ございませ
	んか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
井 上 会 長	ありがとうございます。
	それでは、次回の合併協議会は11月27日木曜日午後2時か
	ら、三崎町総合体育館で開催することに決まりました。委員の皆
	様方の御出席をよろしくお願ひいたします。
	なお、それぞれの小委員会の招集、開催につきましては、審議
	案件等の準備ができたものから開催をすることとなっております。
	準備ができますれば、その案件につきまして小委員会の委員
	長さんとの協議の上、開催日程等について後日決定いただくこと
	になりますので、よろしくお願ひいたします。
	その他、何か御意見ございませんか。

<p>井上会長 調整第1班長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>事務局。</p> <p>失礼します。先ほど小委員会報告の中で、住民小委員会の委員長から報告がありましたが、お手元の資料の確認をさせていただいたと思います。</p> <p>まず、大きい1枚ものの資料としまして応募のあった作品全体的な名前を、新町の名称に関してですが、作品の一覧表をお届けしております。そして、その後、先ほど報告の中にありましたように、住民小委員会での1次作業の取りまとめ結果として、本日3枚もののペーパーをお配りしております。これが第1次選考結果として取りまとめが終わった資料ということで御理解をいただけたらと思います。</p> <p>これからの予定ですけれども、11月18日に第2次選考作業、第3次選考作業を住民小委員会の方でお願いしまして、次回27日の合併協議会には住民小委員会で取りまとめをいたしました7つの候補の作品を合併協議会に提案させていただく予定としておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上、報告させていただきます。</p>
<p>井上会長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
<p>井上会長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>井上会長</p>	<p>ないようでしたら、以上で本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。</p>
<p>協議会事務局長</p>	<p>それでは、閉会に当たりまして、宮本副会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>宮本副会長</p>	<p>慎重審議いただきましてありがとうございます。本日は午前中の水谷先生の講演、また3時からの社協の会議に出席される方もあろうかと思っておりますけれども、長丁場本当にお疲れ様でございます。新町の名前もこのように絞られつつありますし、建設計画もいよいよ佳境に入りました。それぞれ関心の高い問題であろうかと思っております。総論賛成各論異議ありということもあろうかと思っておりますけれども、午前中の講演にもありましたように、意見は堂々と述べられまして、お互い最後には合意をするという「合力」の精神で今後とも慎重審議に御協力をお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。</p>

協 議 会 事 務 局 長

〔 拍 手 〕

以上をもちまして本日の会議の全日程を終了いたします。
全員御起立をお願いします。礼。どうも大変お疲れ様でございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会会長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員